

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第27号

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(施設の名称等) 第3条 施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。			(施設の名称等) 第3条 施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
(略)			(略)		
小西地区浄化センター	四日市市小 山町756 3番地	小山町及び 西山町の一 部	小西地区 浄化セ ンター	四日市市小 山町756 3番地	小山町及び 西山町の一 部
水沢東 部地区 浄化セ ンター	四日市市水 沢町478 3番地4	水沢町、西 山町及び桜 町の各一部			
和無田 地区浄 化セン ター	四日市市和 無田町15 20番地2	和無田町の 一部			

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表中和無田地区
浄化センターの項を加える改正は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(上下水道局生活排水課)